



決を書いたはず。残念だったでしょうね。だけど原発訴訟では、こういったことが起ります。一つは基本的には、行政の言つたことは正しいという感覚があります。それを理屈立てするため、「行政の自由裁量」という逃げ道が用意されています。一つは「専門技術裁量」といいます。安全性について「看過しがたい過誤・欠落」がない限り、高度の専門知識を備えた行政の判断を尊重するわけです。

もう一つは「政治的裁量」で、例えば「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆるる。特に最高裁は、地裁・高裁よりも国策的な問題について軽々に判断しにくいのです。

「もんじゅ」の差し戻し審に対して原告などから「最高裁は法律審。高裁判決が法律的に問題ないかだけを見るべきだ」との批判があります。しかし事実を再確認するにはあります。そつでなければ

もう一つは「政治的裁量」で、例えば「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆるる。特に最高裁は、地裁・高裁よりも国策的な問題について軽々に判断しにくいのです。

「もんじゅ」の差し戻し審に対して原告などから「最高裁は法律審。高裁判決が法律的に問題ないかだけを見るべきだ」との批判があります。しかし事実を再確認するにはあります。そつでなければ

もう一つは「政治的裁量」で、例えば「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆるる。特に最高裁は、地裁・高裁よりも国策的な問題について軽々に判断しにくいのです。

「行政裁判所」を

では、どうしたらいいのか。それには司法システムの改革が欠かせません。日本の裁判所には民事と刑事しかありません。行政訴訟は、民事のなかで扱います。ふだん家庭内の争いや自動車事故の損害賠償を扱っている者が、いきなり原発訴訟を担当しろと言われても無理です。もちろん、訴訟を起こしても言え、原発問題をいきなり持ち出されてはいけません。裁判官には、高度な科学技術の資料を理解する時間が労力も与えられていません。米国には、原子力規制委員会

では、どうしたらいいのか。それには司法システムの改革が欠かせません。日本の裁判所には民事と刑事しかありません。行政訴訟は、民事のなかで扱います。ふだん家庭内の争いや自動車事故の損害賠償を扱っている者が、いきなり原発訴訟を担当しろと言われても無理です。もちろん、訴訟を起こしても言え、原発問題をいきなり持ち出されてはいけません。裁判官には、高度な科学技術の資料を理解する時間が労力も与えられていません。米国には、原子力規制委員会

原発訴訟

安全性をめぐる争いで原告が勝った判決は03年「もんじゅ」差し戻し控訴審と06年「志賀原発2号機」訴訟の一審のみ。最高裁は92年、愛媛県の伊方原発をめぐる行政訴訟で「行政の裁量権」を尊重する判決を出し、これが司法の流れをつくったとされる。

## ■下級審で勝負を

調査官は上告趣意書などを読んで、上告あるいは上告受理案件に当たらないことが明らかなものは、判事が一堂に会して合議することなく結論を出せると考える旨の意見をつけて、主任裁判官に回します。主任裁判官は記録を読み合議にかけるべきかどうかなどについての意見を書いた「主任メモ」をつけて、各判事に回します。各判事に異議がなければ、合議が開かれず持ち回り審理によって処理されることになります。全事件の9割以上は持ち回り審理によって「上告棄却」か「不受理」になっていたと思います。

先に挙げた2件の原発訴訟についても合議を開いて議論した記憶はありませんから、おそらく調査官の意見通りに「上告棄却」となったケースだらうと思います。

決を書いたはず。残念だったでしょ

上告審の帰趨は下級審の段階でどれだけきちんと主張と証拠が提出されていたかで決まるのです。ですから判事退任後、私は後輩の弁護士には「裁判は一審が勝負だ」と助言しています。それは上級審になるにつれて裁判官1人当たりの担当事件数が増えるので、一つ一つの事件にじっくり向き合つて審理ができるなくなるからです。特に最高裁は事実審ではありませんから、二審までに出された証拠しか検討の対象にしません。

また、職業裁判官の中に「自分たちは国民から選挙で選ばれたわけではないから、選挙で選ばれた議員で構成される国会や内閣が決めた国策を否定するような判決は出せない」といった議論をする方がおられます。が、国策でも間違つていれば、裁判所は「間違つていい」と言うべきです。

実際、最高裁は今年3月、衆院の「一票の格差」に関して「違憲状態」とする判断を出しました。私は在任中、11件の事件で反対意見を書きましたが、うち3件は衆院・参院の定数訴訟でした。

定数訴訟は当初、高裁で違憲判決が相次ぎましたが、最高裁では

キャリア裁判官、検察官、行政官出身の判事が「合憲」とする多数意見、弁護士や学者出身者が「違憲」とする反対意見を形成すると「2倍の格差は到底適法とは認められず、可能な限り1対1に近接しなければならない」とするのが、文明社会における常識」と批判する反対意見を述べた後、キャリア裁判官出身の判事にも「違憲」という人が現れ始めました。

原発訴訟が、定数訴訟のような展開にならなかつたのは、危険性についての論議が浅く、運転差止めや原子炉設置許可無効の判断が下級審で2件しか出ていなかつたからだと思います。原発差し止めの下級審判決がもつと多く出され、それに同調する世論も高まり、最高裁ももつと正面からこの問題を取り組んでいたかもしれません。

私は、今後起こされる原発訴訟では、裁判所の判断が大きく変わること予想しています。3月の原発事故の原因解明が進み、事故発生のメカニズムが明らかになれば、一審段階で出される証拠の量と厚みが格段に違つてくるからです。

(聞き手・山口栄一)